

秋季年末一時金の団体交渉開催! その結果…色々なことが明らかに!!

2025年12月3日(水) 東京都町田市にある「ぽっぽ町田」にて秋季年末一時金を議題とした団体交渉を開催しました。組合からはギオン分会3名と県南支部から2名出席、会社からは第一芙蓉(ふよう)法律事務所の浅井弁護士、坂本マネージャー、建交労との窓口である本社管理本部岩田氏の他4名が出席しました。団体交渉冒頭に社内で起きた組合員に対する同僚からの暴行について聞いたところ弁護士から「警察任せではなく会社としても事情を双方から聞き厳格に対応する」との話をもらい、組合から求めていた事務折衝を12月9日におこなう確認をしました。

秋季年末一時金について今回は支給日まで日がないことから次回、夏季一時金に期待を込め会社回答額で妥結しました。組合が30万円以上の支給を要求した根拠は、職場の仲間からのアンケート結果であることを説明し、みんなの切実な要求であることを伝えました。団体交渉直前に提出された会社回答書には「ドライバー職については基準額7万5000円とエコドライブ評価額が最大で5万円」と初めて基準を示してきました。

査定内容や評価基準は、賃金規程第38条第1項に基づいているということなどで、詳しく知りたい方は是非、確認してください。ちなみにですが、就業規則や賃金規程は労働者がいつでも閲覧できるように見やすいところに置いてあるので、遠慮なく事務所に行って見てください。



みなさんも建交労ギオン分会に加入して会社に 賃金・労働条件改善を求める大きな声を届けませんか!?

全国に90近くの営業所、従業員約5千名もいるギオンですが、労働組合は建交労しかありません。労働組合に加入すると会社から嫌がらせをされたり、査定や評価が著しく下げられるなど心配するかもしれません、全くそんなことはありません。日本国憲法28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利、これを保障する。」と「団結権・団体交渉権・団体行動権」の「労働三権」を保障しています。さらに様々な法律の中で労働者の立場の弱さから守ってくれる「労働基準法・労働組合法・労働関係調整法」の「労働三法」が存在します。

【※文字数限界のため、詳しくは次号の労働三権と労働三法の解説編でお送りします】
労働相談や組合加入の申し込みは建交労神奈川県南支部で検索かQRコードからお願いします。

CTG・建交労

全日本建設交運一般労働組合
神奈川県南支部
TEL044-211-5164

ギオン分会 NEWS

2025年12月8日No.⑥

神奈川県南支部のホームページは([全日本建設交運一般労働組合 \(ctg-kennan.net\)](http://ctg-kennan.net))をクリックか
右のQRコードからアクセスできます。分会・班の仲間は多くの労働者に広げてください。

